

議案第 23 号

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例

かすみがうら市火災予防条例（平成 18 年かすみがうら市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 47 条」を「第 48 条」に、「第 48 条・第 49 条」を「第 49 条・第 50 条」に改める。

第 49 条を第 50 条とし、第 48 条を第 49 条とし、第 47 条を第 48 条とし、第 46 条の次に次の 1 条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第 47 条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公

表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。